

「21世紀型の消費者政策の在り方に関する検討について」についての
とりあえずのコメント

2002年6月11日
日本経団連 消費者法部会長
宮部 義一

標記案文の問題意識と検討課題については、日本経団連部内でよく検討した上で正式にコメントをすべきものであるが、とりあえずの個人的感想を記したい。

1．規制緩和や司法制度改革が進展する中で、消費者のあり方や消費者行政は当然、変容していくべきものであり、その方向で消費者行政や消費者保護基本法は見直すべきである。

2．消費者行政見直しについて

- (1) 行政のあり方そのものが、検討対象の脇に追いやられている。消費者契約法の制定や自主行動基準の検討が進む中で、行政のあり方そのものが問われているにもかかわらず、関係省庁が重疊的に消費者問題に関与しようとしている構造が今なおあり、それを一元化しようという機運が全くみられない。
- (2) 消費者と事業者の関係が、規制から契約法に移行しようという中で、各省庁所管の業法の見直しを進める気配は少しもない。まずもって、社会経済の変化に即して、消費者関連の行政機構や法律を機動的に変えていく体制を築く必要がある。縦割り行政に安住している行政の意識改革が必要ではないか。特に、過去30数年間、消費者保護基本法を放置していたことを真面目に反省することが必要である。
- (3) 行政の責任を問う仕組みが整備されていないという根本に取り組まない限り、日本は遅れた国のレッテルをはられることになる。

3．消費者政策等の見直しについて

- (1) 消費者保護基本法の見直しは、従来の精神規定の性格をそのままに見直すのか、それとも裁判規範に移行しようというのか、が明確でない。
- (2) 悪徳業者の一扫は言うべくして不可能である。そこで、対応策として、罰則の強化、NGOを含む消費者団体の具体的指摘、例えば、テレビを見て不審な疑念のあるものを早めにつぶすべきである。観念論の整備だけでは決してトラブルは減少しない。
- (3) 不勉強な消費者の一扫も言うべくして不可能である。対応策として、通販、ネット販売のように見ないで購入するものについては、半分は購入者側に責任があることも政府はPRすべきである。また、消費者教育の抜本的見直し、または新たなる構築が大切である。しかも、緊急に行うべきであ

る。消費者団体の奮起が要望される。

- (4) 検討課題としてあげられている、「紛争解決機能（制度の拡充・活性化）」や「懲罰賠償制度（導入の見送り）」等は、2001年6月12日に司法制度改革審議会が結論をつけており、それを下敷きに司法制度改革推進本部が目下、法案策定を進めており、重複感がある。
- (5) 消費者の権利の側面だけに着目されており、その義務に言及がない。例えば、「環境対応」については、ゴミの排出者である消費者にも強力な規律と意識改革が求められる。
- (6) 公益通報者保護制度については、自主行動基準の指針（中間報告）へのコメントで指摘している通りである。

いずれにしても、消費者政策に関する新たな検討を開始するにあたっては、消費者行政そのものの問題点の洗い出しが必要である。また、検討の方向と範囲については、十分に国民各層の意見を聞いて決定すべきである。

以 上